

2016年8月9日

有機 JAS 認定事業者の皆さまへ

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 大橋 弘保

農林物資の規格化等に関する法律施行規則等の改正に係る書類の送付について

平素は、当センターの活動と有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、7月13日付で農林水産省より「農林物資の規格化等に関する法律施行規則（省令）等の改正に関する取扱について」として省令及び関連告示の改正に係るQ&Aの通知がありました。また、6月29日付の通知文の内容で経過措置の日付に誤記が確認されたとともに、多くの事業者から認定番号の記載について問合せがありましたので、7月13日付通知と併せて以下の資料を送付しますので、ご確認の上関係者への周知と適切な対応をお願いします。

<送付資料>

1. 2016年6月29日通知文の修正版（修正箇所・黄色マーカー）
内容を確認の上、旧通知文と差換えください。
2. JAS 法施行規則及び関連告示の新旧対照表（2016年6月1日農水省通知）
先回の送付した資料では、変更箇所のみで変更内容が分かり難いというご意見がありましたので、農水省作成の新旧対照表を配布します。特に、JAS マークの下の認定番号表記について、以下の内容を確認ください。
○農林物資の規格化等に関する法律施行規則第二十六条一のへ
・多くの方から、認定番号の表記に関する問合せをいただきましたが、認定番号表記（義務）の対象者は有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者のみです。
※有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者については、認定番号表記の義務はなく任意表示です。
・なお、お米のように関連法規（食品表示基準等）で販売者等の表示が求められ、その表示により認定事業者が特定できる場合は認定番号を記載しないことができます。（飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法 別紙様式4の(5)）
3. 農林物資の規格化等に関する法律施行規則等の改正に係るQ&A(2016年7月13日農水省)
4. 有機農産物及び有機加工食品の有機 JAS 規格のQ&Aの一部改正新旧対照表(同上)

本件に関し、ご不明な点等ありましたら、認定事務局までご連絡ください。

以上

本件担当
認定事務局 森、吉田、今井、谷木